

平成18年度第2回豊田市市街地緑地保全審議会 会議録

【日 時】 平成19年3月16日（金）午後2時00分～5時15分

【場 所】 豊田市役所 南庁舎5階 53会議室

【出席者】（委員） 野田 宏治（国立豊田工業高等専門学校 教授）《委員長》
平松 幸伸（愛知県立猿投農林高等学校 教諭・農場長）《副委員長》
長谷川 伸岳（豊田市自然愛護協会 副会長）
柴田 文志（あいち豊田農業協同組合 本部長）
林 富造（豊田森林組合 常務理事）
中根 甫（豊田市区長会 書記）
加藤 雪子（市民公募）

（計7名）

（事務局） 杉本 鉄美（建設部長）
近藤 直人（公園課長）
小出 正幸（公園課副主幹）
森 幸男（公園課係長）
松井慶輔（公園課主査）
中根紘子（公園課主事）

【次 第】 1 あいさつ
2 審議会の公開について
3 議事
（1）指定緑地再評価の基準について
（2）指定緑地の現地視察について
4 その他

【議事録】

1 あいさつ

建設部長： 本日は、市街地緑地の評価指標及びその評価について皆様にご審議いただきたいと思いますと考えています。また、一部ではありますが直接現地も見ていただいた中で検討していただきたいと思います。前回もお話しましたとおり、緑地のうち将来的に市が公費を投じてでも保全する緑地かどうかの境を決めるということで、なかなか難しい議題ではありますが、慎重かつ活発なご発言をいただき良い審議をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2 審議会の公開について

事務局： 本審議会は規則第13条第5項の規定により、6名以上の出席がなければ開くことができないとなっています。本日は7名の委員にご出席いただいておりますので、本審議会は成立している旨をお伝えします。また、この会議の内容は、前回と同様に発言者不特定でインターネットに公開しますのでよろしく申し上げます。それでは、ここからの議事の進行は野田委員長にお願いしたいと思います。

3 議事

委員長： それでは、議事の一番目にあります指定緑地再評価の基準について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （資料に基づき「指定緑地再評価の基準について」を説明）

委員長： ただいまの件につきまして、ご意見ご質問がある方はお願いします。

A 氏：	評価項目、基準、評価点について、既に決まったものとして理解すればよろしいのでしょうか。それとも、これらの内容も含めての審議ということでしょうか。
事務局：	前回の審議会で、評価項目と基準について了承いただいております。この考え方に沿って評価点について提案させていただきました。緑地には環境面や利用面など多くの側面があります。このため、10の評価項目についてそれぞれ最低0ポイントから最高2ポイントとし、その合計得点で評価しました。
A 氏：	一次評価での基準となる10点はどのような考え方に基づくのですか。

	<p>か。また、二次評価で、また一時評価と重複した評価項目である「面積」と「アクセス条件」を選択した理由何ですか。ウエイトを変えるとか、違う要素で評価するとか、二次評価の方法は他にもあるのではないかと思います。</p>
事務局：	<p>10の評価項目全て2ポイントで20点満点となります。</p> <p>緑地には、それぞれ良い面悪い面がある中で、市が公費を支出してでも保全する緑地としては、半分のポイントがとれる程度の緑地であれば、良好な緑地として検討しても良いのではないかと考え基準を10点としました。</p> <p>また、買収した場合には、緑地の活用や管理が必要となります。活用するには一定の面積が必要となり、また管理するには接道が必要不可欠であるため、「面積」と「アクセス条件」を絶対条件として二次評価を行いました。</p>
A 氏：	<p>健全性について、人為的な管理により健全性が確保されているとはどういう意味ですか。また、現在は人為的に管理されている場合でも、今後管理が継続されるものなのでしょうか。</p>
事務局：	<p>人為的に管理された緑地とは、地主や地域ボランティアなどにより間伐や枝払いなど必要な管理がされている緑地のことです。地域の人達に守られている緑地を、ここで評価していきたいと考えています。当然のことながら、地域住民に愛されていれば、買収した後も地域で良好な状態で管理し活用していただけるのではないかと考えます。</p>
委員長：	<p>アクセス条件は徒歩でのアクセスか、それとも利用者が車で訪れることができるように2車線の幅員がある道路を考えているのかどちらでしょうか。</p>
事務局：	<p>公道と捉え、管理用車両が横付けできるかどうかを観点としています。利用者が車で来訪することは、別途駐車場の確保が必要となることから想定していません。</p>
委員長：	<p>景観性において、車道からの景観性のことには触れられているが、住宅地から見た景観性についてはどう考えるのでしょうか。</p>
事務局：	<p>車道、住宅地という区分をせず、幅広い視野で考えていきたいと思っております。</p>
B 委員：	<p>対象は市街化区域に限っているが、山間部の山林については考慮に入れないということですか。</p>
事務局：	<p>この制度ができたのは平成元年です。当時はバブル経済の絶頂期で市街化区域の山林は宅地開発的とされていました。農地は農地法により保護の対象となっていますが、山林は市街化区域の中でも地価が安</p>

	<p>く、また保護する法令がないため開発しやすいという点がありました。市街化区域の山林が失われつつあったことに市が危機感を抱いたため、この条例が制定された経緯がありますので、山間部の山林は対象としていません。</p>
B 委員 :	<p>「貴重な植物が群生しているが他の項目はポイントが低い」という緑地に対し、特例を設けることは考えていますか。</p>
事務局 :	<p>貴重種の保存については、公園課のみならず環境部と連携して進める施策かと思えます。</p>
B 委員 :	<p>最近、ある地域から「市で買い取って保護してほしい」という要望が出たように記憶していますが、このような場合の対応はどうしますか。</p>
事務局 :	<p>当該案件はすでに売買契約が締結されているので、現時点で市が介入するのは極めて困難です。</p>
C 委員 :	<p>ランク2くらいで、「税免除による保存」となっているが、やはり地域から保護を要請される場合はあると思えます。買い取りは困難だが税免除に該当する緑地があった場合、これを保護したい地域の方（例えばボランティア）に対し、市が手助けをするような仕組みがあっても良いかと思えます。</p>
事務局 :	<p>今回のランク付けは、市の戦略として「買ってでも保存したいもの」と「買わないが保存したいもの」に分けたものです。後者は税を免除することにより、地権者に緑地の保存を促すものです。この保存には地域の方の協力が不可欠、と考えています。</p>
A 氏 :	<p>植生タイプの評価項目において、理由と基準がリンクしていないと思えます。天然林と人工林の区別について説明不足であるため、即、天然林は人工林より安定性が高いという表現はおかしいのではないのでしょうか。</p>
事務局 :	<p>評価の方法に関しては、より市民の皆様に分かりやすい表現とすべく再検討します。</p>

事務局：（現地を案内し、各緑地の概要を説明）

委員長：	それでは、現地をご覧になったうえでご意見ご感想等あれば伺います。
B 委員：	日南町と河合町の緑地は特に良い緑地でした。
A 氏：	各緑地について、下層植生は調査しましたか。また、急傾斜地には植物が定着しにくいということもあるが、その点はどうでしょうか。
事務局：	下層植生に限らずに、全体のバランスに重点を置いて評価しました。表現についてはまだ確定したものではないため、いただいたご意見をもとに再調整します。
D 委員：	普段から森を相手にしている者からすると、市街化区域の中の山林という意味で、朝日ヶ丘（ゴルフ場横）の緑地はとても貴重だと感じます。
事務局：	植生は悪くないと感じている。ただし、土地利用という点で見ると、アクセス・水路がある等の理由でランクはあまり高くなりません。残す残さないということだけではなく、市と地元が協力して管理（保全）していくにはどうか、といった点が評価に反映されています。買わずに税免除により保全されていく道を考えたい。今回審議会で考えていただきたいのは、積極的に買っていきべき緑地かどうかの分けです。
副委員長：	竹林でも22番（本地町3丁目A）や75番（平芝町5丁目）は植生タイプが2ポイントだが、これで適当でしょうか。植生タイプのランク付けに対する理由付けがアバウトな気がします。
事務局：	緑地は見る角度によってかなり表情が変わります。次回までに、特に植生タイプについて整理します。他の項目について、例えばアクセスだけで切ってもよいのではないかと思います。次回までに10ポイント以上くらいはより詳細な調査（反対側から見たり）を実施したいと思います。
E 委員：	植生や健全度を含めて、買った場合に管理がしやすいと思われる緑地についてはランクを上げてよいと思います。例えば河合町の緑地は、手を入れなくてもそのまま継続していけそうですが。
委員長：	他に意見はありませんか。 将来性を見て評価するのか、現時点の状態を見て評価するのかどちらで進めていくか気になりますが。竹は手を入れないと時間が経つにつれて繁茂します。
事務局：	今日説明した評価は現時点の状態から判断しています。

事務局：	竹を取り除けばとても良くなるであろう緑地もあります。アクセス性が優先かという点について、方向性が今日決まれば次回までに報告できます。
委員長：	アクセスについては管理の頻度にもよるのではないのでしょうか。よって、アクセスも他の評価項目と横並びでよいと思います。
A 氏：	あまり竹を嫌わなくてもよいのでは。アクセスは車が入れないといけないのでしょうか。人が入れれば管理はできるのでは。
事務局：	赤道すらない緑地はさすがに避けたいと思っています。
D 委員：	管理上の問題という意味ですか。
事務局：	最低限の接道がほしいという意味です。また、市が買う場合、接道のない土地は買えないことになっています。
B 委員：	接道がないということは、管理ができないだけでなく、結局は利用されないことにつながるのでは。
委員長：	これまで審議いただいた意見をまとめると、アクセス条件も含めた評価ということになります。他にご意見はありませんか。それでは、表現についてももう少しわかりやすくしていただく必要はありますが、事務局から提案のあった再評価（案）でよいと思う方は挙手をお願いいたします。
6 委員：	（全員挙手）
委員長：	全員の委員が賛成されましたので、表現等に修正を加えて再評価を行うということと致します。
事務局：	了解しました。速やかに修正を行い、次回までにランク評価項目等をご説明します。
委員長：	その他何かあればどうぞ。
B 委員：	現時点で買うことを考えている具体的な場所はありますか。
事務局：	ありません。その前の段階として、買っていきたい緑地かどうかを判断する方法を検討していただいている段階です。
委員長：	他に意見はないようですので、本日の審議会を終了いたします。